

上下水道事業経営審議会

【水道編】（第2回）

令和7年7月7日

尾張旭市上下水道部経営政策課

1 第1回会議の補足説明

(1) 水道管の耐震化



水道施設

- 地震が発生した場合においても生命の維持や生活に必要な水を安定して供給する必要がある。
- また水道法上も構造及び材質について地震に対して十分な耐力を有することが定められている。
- その必要な技術的な基準に関しては細かく省令で定められている。



国土交通省「第2回上下水道地震対策検討委員会（2024/5/10）」資料

対象	レベル1地震動	レベル2地震動 ※
基幹管路	当該管路の健全な機能を損なわない	生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさない
配水支管	生ずる損傷が軽微であって、当該館路の機能に重大な影響を及ぼさない	耐震性能に規定はないが、災害その他非常の場合に断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなるように配慮されたものであるとともに、速やかに復旧できるように配慮されたものであること

※南海トラフ地震のような過去から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震

(1) 水道管の耐震化



本市で採用している管

- 南海トラフ地震のような最大クラスの地震も想定
- 地震発生時の地盤変動に対して伸縮、屈曲するなど高い耐震性を有する管を採用
- 老朽化した水道管の更新や整備に合わせて順次布設

耐震性を有する管



耐震型ダクタイル鋳鉄管
一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会HPより



高性能ポリエチレン樹脂管
株式会社クボタケミックスHPより

(2) 耐震化計画



水道管を耐震化するための計画

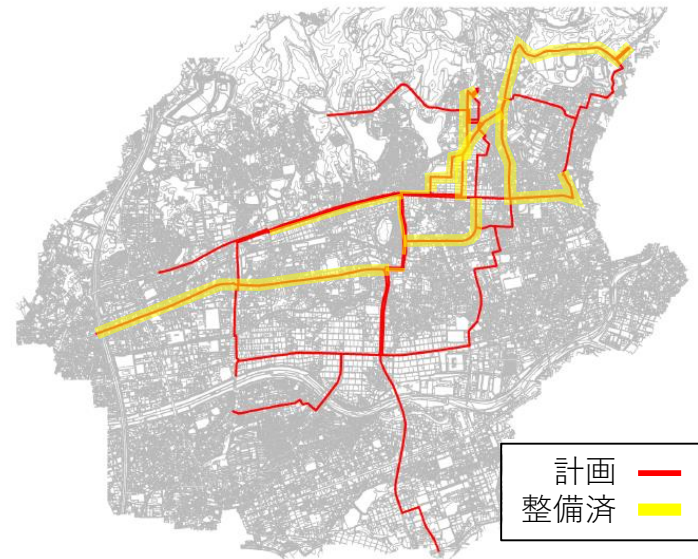
- 基幹管路（口径300mm以上の配水管）の更新や整備については、平成23年度に策定した「幹線水道管耐震化基本計画」に基づき事業を進めている。
- それ以外の配水管は、老朽化した水道管の更新に合わせて、順次、耐震性を有する管に布設替えを進めている。

幹線水道管耐震化基本計画

- 計画期間 平成24年度から令和18年度まで
- 計画延長 約37km
- 整備済延長 約16.6m
(令和6年度時点)
- 整備予定延長 約20.4km



耐震管の管布設状況



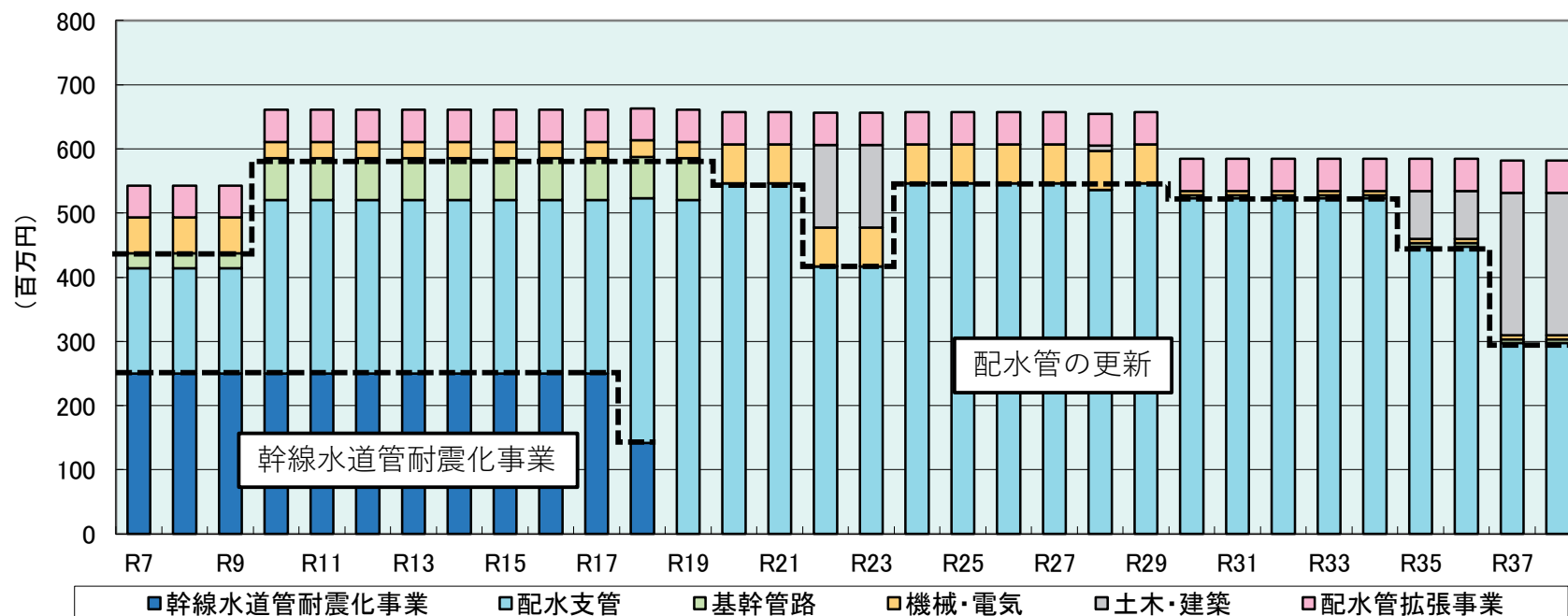
幹線水道管耐震化計画図

(2) 耐震化計画



水道管を耐震化するために必要な費用

- ・ 幹線水道管耐震化事業は、令和18年での完了を目指し、今後約29億円の整備費を見込む
- ・ それ以外の配水管は、今後毎年約2億から3億円、令和19年度以降は、大量更新期に対応するため、3億から5億円程度の更新費を見込む



2 料金改定案について

(1) 料金改定の必要性の振り返り



収支見通し（別紙 1 参照）

※ 令和 6 年度決算確定後の数値に修正

- ① 料金回収率は、愛知県営水道の値上げを機に急激に落ち込み、令和 1 1 年度には 1 0 0 % を下回る。
- ② 収益的収支は、愛知県営水道の値上げを機に急激に落ち込み、令和 1 3 年度には赤字となる。
- ③ 企業債残高は、令和 1 5 年度に、経営戦略において目安としている給水収益の 3 倍を超過する。

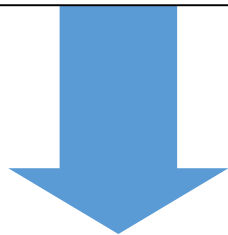
		実績		推計									単位：千円	
項 目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
収益的 収支	収入	1,477,250	1,518,920	1,503,999	1,464,562	1,459,135	1447236	1,442,936	1,438,604	1,438,237	1,431,234	1,417,802		
	うち給水収益	1,269,595	1,261,536	1,257,312	1,249,742	1,246,401	1,234,178	1,228,756	1,223,256	1,219,893	1,209,979	1,203,398		
	支出	1,246,802	1,288,991	1,320,382	1,371,736	1,360,223	1,367,632	1,395,912	1,416,951	1,458,246	1,512,423	1,459,838		
	純損益	230,448	229,929	183,617	92,826	98,912	79,604	47,024	21,653	② 20,009	▲ 81,189	▲ 42,036		
資本的 収支	収入	168,374	306,872	454,649	174,287	399,508	486731	515,954	547,176	603,400	647,624	612,285		
	うち企業債	0	145,800	300,000	82,000	307,000	394,000	423,000	454,000	510,000	554,000	547,000		
	支出	662,875	735,927	929,644	764,395	759,453	848708	853,254	873,451	900,005	904,010	917,695		
	資本的収支不足額	▲ 494,501	▲ 429,055	▲ 474,995	▲ 590,108	▲ 359,945	▲ 361,977	▲ 337,300	▲ 326,275	▲ 296,605	▲ 256,386	▲ 305,410		
繰越利益剰余金		408,522	317,387	377,894	347,610	423,412	466,074	472,876	442,027	353,756	192,930	58,562		
期末資金残高		1,518,394	1,586,181	1,504,066	1,250,403	1,246,487	1,234,653	1,229,005	1,223,907	1,220,514	1,210,696	1,203,508		
企業債残高		322,300	452,615	740,244	806,734	1,090,624	1,461,514	1,861,404	2,278,462	2,748,240	3,249,738	3,728,476		
企業債残高対給水収益比率（％）		25.39	35.88	58.88	64.55	87.50	118.42	151.49	186.26	225.29	268.58	③ 309.83		
料金回収率（％）		115.05	110.16	107.43	102.34	102.85	101.19	① 98.46	96.46	93.20	88.78	91.81		

(1) 料金改定の必要性の振り返り



経営の見通しは、

- ・ 人口減少や節水型機器の普及などにより、**料金収入が徐々に減少していく。**
- ・ 人件費の上昇や物価高騰などの経済情勢により、**維持管理経費が増加していく。**
- ・ 愛知県営水道の料金改定の影響により
 - ①**受水費が大幅に増加する。**
 - ②**料金回収率は大きく落ち込む。**
 - ③**純利益は大きく減少。** 施設更新の費用が確保できなくなり、借金が増えていく。



遅くとも県営水道の値上げによる影響が大きくなる前に料金改定の実施が必要



改定時期
令和8年度

(2) 水道料金の算定フロー



財政計画の策定

- ・ 料金算定期間を設定する。
- ・ 水需要など業務量の見込みを立て、財政の収支見通しを策定する。

料金水準の算定 (総括原価の算定)

- ・ 収支見通しから料金算定の基礎となる費用(総括原価)を算定する。

料金体系の設定 (個別原価の算定)

- ・ 総括原価を費用の性質ごとに分解・配賦し、基本料金及び従量料金単価を設定する。

(3) 財政計画の策定



料金算定期間の設定

【水道料金算定要領（公益社団法人 日本水道協会）】

料金算定期間はおおむね将来の3年から5年を基準とする。

⇒R8年度～R11年度の4年間とする。

料金算定期間の給水収益の見込

経営戦略の有収水量と過去3年間の供給単価から推計

	R6	R7	料金算定期間				R8～R11 合計
			R8	R9	R10	R11	
有収水量 (m³)	8,010,350	8,019,050	7,970,870	7,949,520	7,871,590	7,836,915	31,628,895
給水収益 (千円)	1,261,536	1,257,312	1,249,743	1,246,401	1,234,178	1,228,756	①4,959,078
基本料金 (千円)	347,857	342,631	340,557	339,651	336,317	334,850	1,351,375
従量料金 (千円)	913,679	914,681	909,186	906,750	897,861	893,906	3,607,703

(4) 総括原価の算定



総括原価 = 営業費用 + 資本費用

					料金算定期間				単位：千円	
				R6	R7	R8	R9	R10	R11	R8～R11合計
営業費用 ①	維持 管理 費	原浄水部門費		562,582	571,183	604,043	603,698	601,457	600,768	2,409,966
		配給水部門費		166,776	151,031	143,332	143,439	144,860	150,208	581,839
		一 部 門 費	検針・集金関係費	102,028	102,136	142,578	112,605	112,857	113,110	481,150
			量水器関係費	36,387	65,273	24,839	23,059	26,589	28,186	102,673
			その他管理業務費	57,112	58,044	65,974	73,799	59,729	60,220	259,722
	減価償却費		352,097	357,695	370,460	381,678	394,529	408,488	1,555,155	
	資産減耗費		8,772	10,323	10,323	10,323	10,323	10,323	41,292	
資本費用 ②	支払利息		2,605	3,824	9,297	10,724	16,382	23,695	60,098	
	資産維持費				52,713	52,713	52,713	52,712	210,851	
控除項目 ③				67,258	73,175	62,731	62,783	63,533	64,639	253,686
総括原価 ① + ② - ③				1,221,101	1,246,334	1,360,828	1,349,255	1,355,906	1,383,071	②5,449,060

$(② \div ① - 1) \times 100 = 9.9\%$
9.9%以上の改定率が必要

この金額を料金算定期間（4年間）
の給水収益で賄わなければならない

(4) 総括原価の算定



資産維持費とは？

物価上昇等による将来の更新費用の増加に備え内部留保し、再投資されるべき費用。

資産の種類	R6	R7(①)	料金算定期間				単位：千円
			R8	R9	R10	R11(②)	
量水器	66,486	67,300	68,144	69,001	69,873	70,758	算定期間の期首・ 期末平均資産額 (①+②)/2 69,029
車両・工具器具	13,397	15,112	26,851	24,575	20,391	14,393	14,753
その他	9,354,574	9,822,086	10,113,741	10,396,820	10,750,125	11,095,447	10,458,768
合計	9,434,457	9,904,498	10,208,736	10,490,396	10,840,389	11,180,598	10,542,549

資産維持費＝対象資産×資産維持率×料金算定期間の年数

(水道料金算定要領では資産維持率3%を標準としているが、算定期間中はまだ利益剰余金があること、企業債借入基準の上限を超えていないことから料金の急激な値上がりを抑えるため、0.5%とする。)

➡ $10,542,549 \text{ 千円} \times 0.5\% \times 4 \text{ 年} = 210,851 \text{ 千円}$

※資産維持率3%の場合 改定率 31.1%

1%の場合 改定率 14.1%

0 の場合 改定率 5.6%

(4) 総括原価の算定



(参考) 料金の改定時期と改定率

仮に改定時期を遅らせた場合、年数を追うごとに改定率が大きくなり、生活に与える影響も大きくなります。

単位：千円

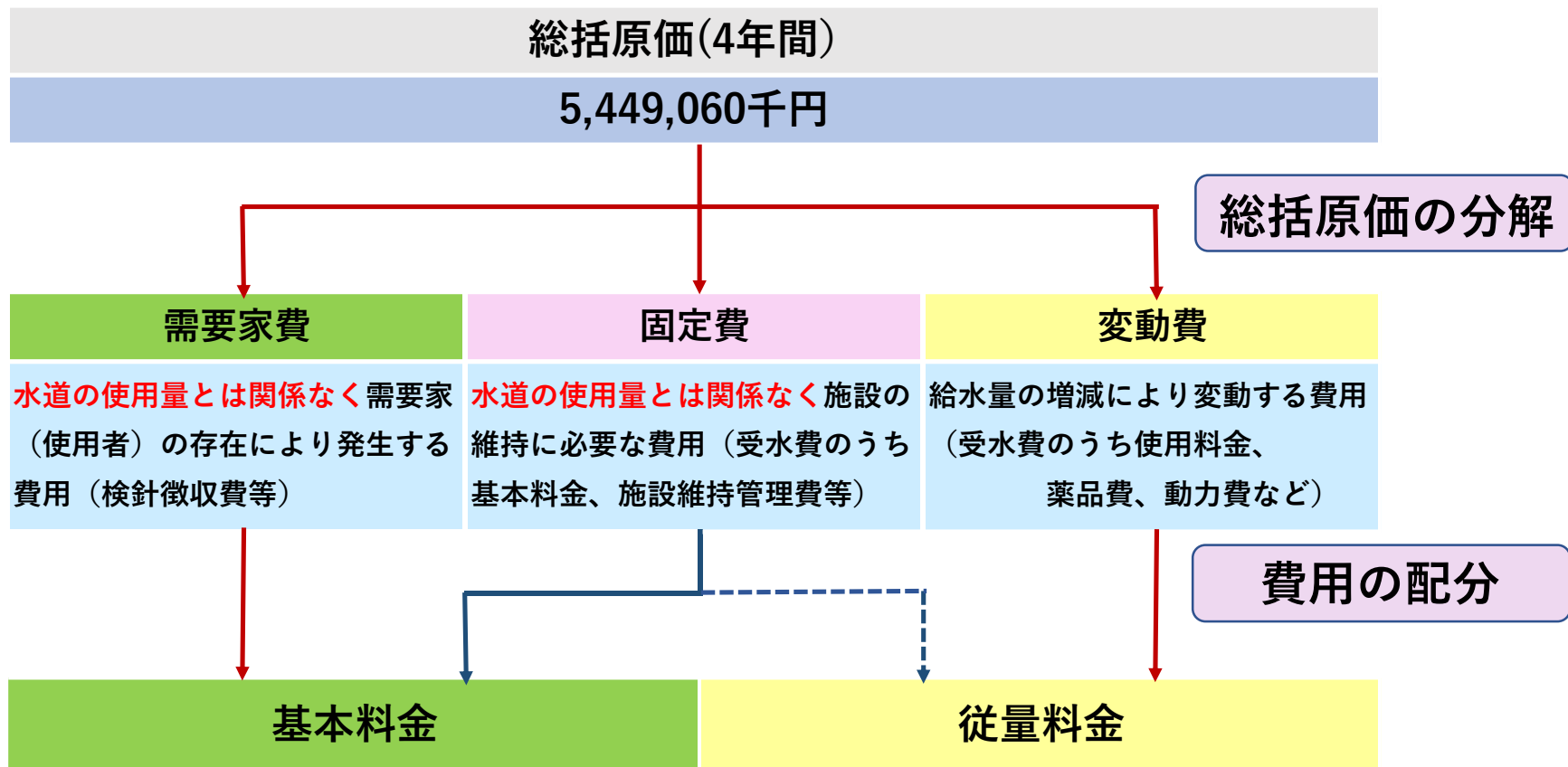
改定時期	算定期間	給水収益	費用合計	控除収入	資産維持費	平均改定率
R8	R 8～11	4,959,078	5,491,895	253,686	210,851	9.9%
R9	R 9～12	4,932,591	5,537,078	255,981	217,198	11.5%
R10	R10～13	4,906,083	5,635,069	260,645	223,390	14.1%
R11	R11～14	4,881,884	5,779,828	267,256	230,045	17.6%



(5) 個別原価の算定

個別原価の算定

総括原価を費用の性質ごとに3つに分解し、基本料金と従量料金に分配していきます。



※固定費は性質上、基本料金で賄うべき費用ですが、生活用水の高額化を避けるため、「水道料金算定要領」で示された方法などにより従量料金に按分します。



(5) 個別原価の算定

総括原価の分解

総括原価を需要家費、固定費、変動費に分解しました。

単位：千円

項 目			総 額	需要家費	固定費	変動費	備 考	
原水浄水部門費			薬品費	474	0	0	474	基本料金は固定費、使用料金は変動費
			受水費	2,409,492	0	1,335,734	1,073,758	
			合 計	2,409,966	0	1,335,734	1,074,232	
配給水部門費			職員給与等	125,795	0	125,405	390	超勤手当は変動費
			動力費	11,556	0	0	11,556	
			その他	2,074,972	0	2,074,972	0	
			資産維持費	209,166	0	209,166	0	
			控除収入額	33,954	0	33,954	0	消火栓維持保守負担金等
			合 計	2,387,535	0	2,375,589	11,946	
			一 般 管 理 部 門 費	需 要 家 部 門 費	検針集金 関係費	職員給与等	69,589	67,889
業務費	411,561	411,561				0	0	
控除収入額	147,080	147,080				0	0	下水道料金徴収委託金
合 計	334,070	332,370				0	1,700	
量水器 関係費	費用	106,108		106,108	0	0		
	資産維持費	1,381		1,381	0	0		
	控除収入額	11,652		11,652	0	0	量水器取替在庫評価額	
	合 計	95,837		95,837	0	0		
そ 他 管 理 業 務 費	職員給与等	198,832		0	198,176	656	超勤手当は変動費	
	その他	83,516		0	83,516	0		
	資産維持費	304		0	304	0		
	控除収入額	61,000		0	61,000	0	利息、職員給与負担金等	
	合 計	221,652		0	220,996	656		
総括原価の合計			5,449,060	428,207	3,932,319	1,088,534		

(5) 個別原価の算定



固定費の配分

固定費を基本料金と従量料金に配分します。

水道料金算定要領では、次の4つの配分基準が示されています。

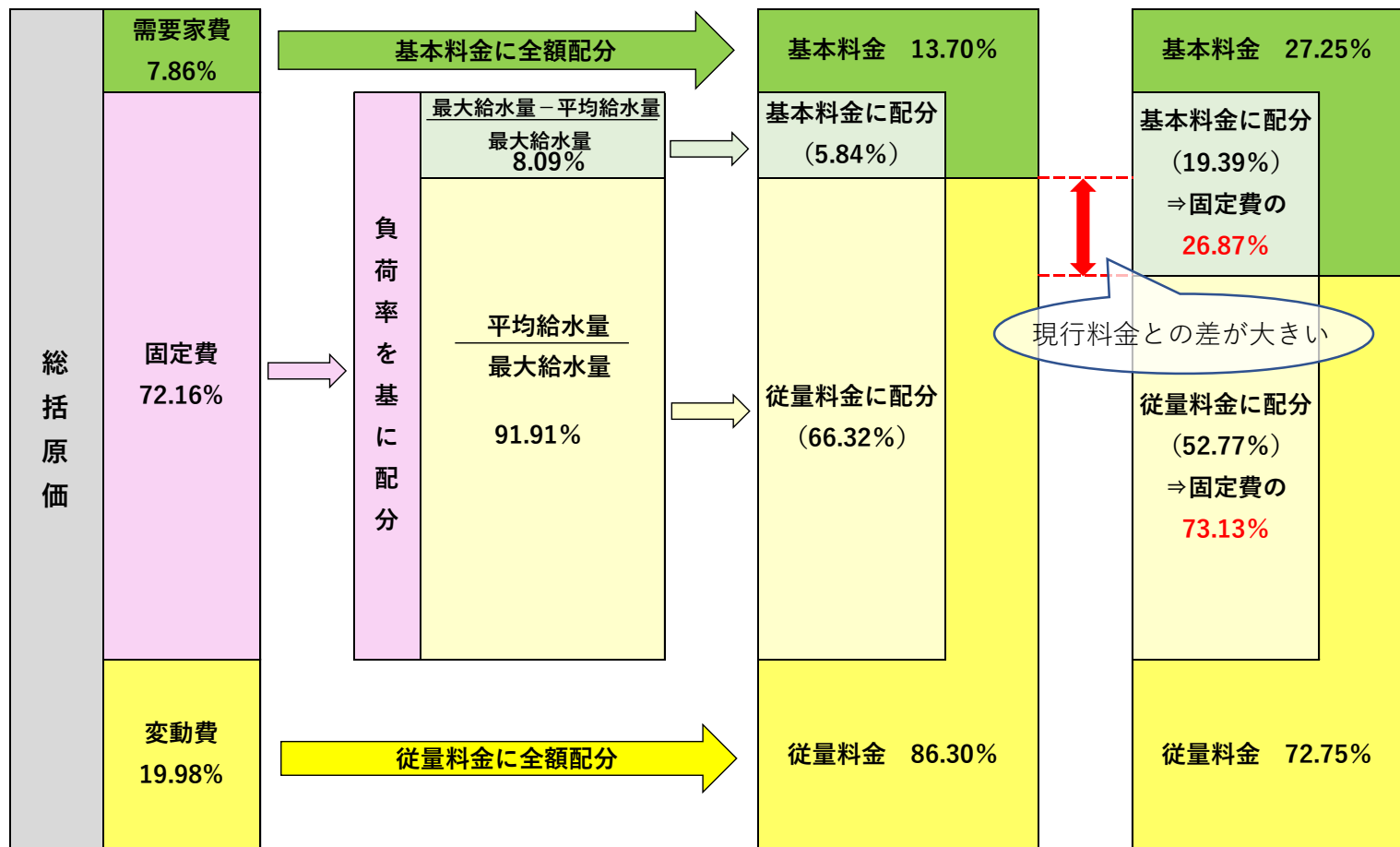
- (i) 固定費総額に対して最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率（負荷率）を乗じて得た額を基本料金とし、残りの固定費を従量料金とする。
- (ii) 固定費総額に対して浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金とし、残りの固定費を従量料金とする。
- (iii) 固定費総額に対して浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金とし、残りの固定費を従量料金とする。
- (iv) 固定費総額のうち、配給水部門費を基本料金とし、残りの固定費を従量料金とする

(5) 個別原価の算定



固定費の配分（水道料金算定要領固定費配分基準 i を適用した場合）

現行料金

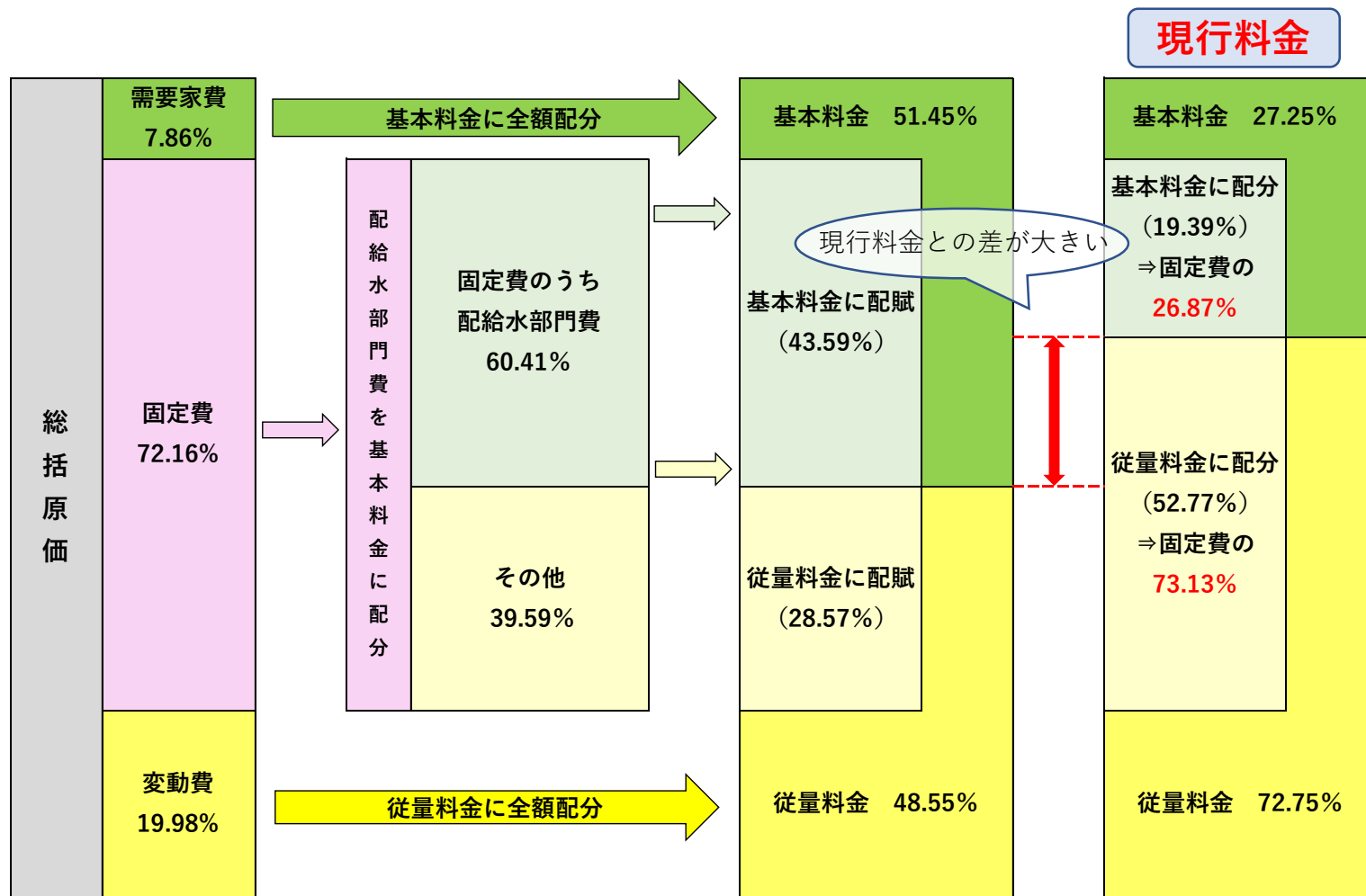


⇒現行の料金と比べて基本料金の割合が著しく低い。

(5) 個別原価の算定



固定費の配分（水道料金算定要領固定配分基準Ⅳを適用した場合）



⇒現行の料金と比べて基本料金の割合が著しく高い。

(5) 個別原価の算定



固定費の配分の決定

算定要領固定費配分基準

i を適用した場合

使用水量の影響を受けやすく、給水需要が減少傾向にある現状では、経営の安定性が低い

iv を適用した場合

生活のために必要な水の安価な供給が難しくなり、使用量の少ない一般家庭への影響が大きい



基本料金の割合は現状（27.25％）以上とするが、使用者への影響を考慮し、上限は30％程度とする。

(5) 個別原価の算定



総括原価の内訳

基本料金と従量料金の割合が現状の割合と同程度になるよう固定費を配分すると総括原価の内訳は次のとおりとなります。

項 目			需要家費	固定費	変動費
原水浄水部門費				現状の割合を元に配分	
配給水部門費					
一般管理 部門費	需要家 部門費	検針集金	全額、基本料金に配分	基本料金（26.87%） 1,056,614千円 ウ 従量料金（73.13%） 2,875,705千円	全額、従量料金に配分 従量料金 1,088,534千円
		関係費	基本料金 332,370千円 ア		
		量水器	全額、基本料金に配分		
	関係費	基本料金 95,837千円 イ			
その他管理業務費					

(5) 個別原価の算定



総括原価の配賦

①基本料金の算定（水道料金算定要領の例に基づき算出）

ア 需要家費、検針集金関係費から配分された基本料金 332,370千円
⇒料金徴収件数で、各使用者に対して均等に配賦します。

口 径	検針集金関係費から配分された 基本料金の総額	料金徴収総延べ件数	1 件当り基本料金
各口径共通	332,370千円	1,760,765件	189円

イ 需要家費、量水器関係費から配分された基本料金 95,837千円
⇒量水器取得価格比により配賦します。

口 径	料金徴収 総延べ件数 (a)	量 水 器 購入価格	量水器価格 指数 (b)	口径別総合配賦率		量水器関係費から 配分された基本料金	
				(a) × (b)	左の百分率	総 額	1 件当り
13mm	1,200,061件	2,600円	1	1,200,061	59.854%	57,362千円	48円
20mm	533,133件	3,250円	1.25	666,416	33.238%	31,854千円	60円
25mm	18,720件	4,300円	1.65	30,888	1.541%	1,477千円	79円
40mm	6,563件	13,500円	5.19	34,062	1.699%	1,628千円	248円
50mm	1,520件	76,000円	29.23	44,430	2.216%	2,124千円	1,397円
75mm	480件	87,000円	33.46	16,061	0.801%	767千円	1,598円
100mm	288件	118,000円	45.38	13,069	0.652%	625千円	2,170円
合 計	1,760,765件			2,004,987	100.000%	95,837千円	

※量水器価格指数は13mmのメーター購入価格に対する比

(5) 個別原価の算定



ウ 固定費から配分された基本料金 1,056,614千円
⇒理論流量比と地域の使用実態等を考慮して配賦します。

口 径	料金徴収 総延べ件数 (a)	理論流量比 (b)	(a) × (b)	左の百分率	固定費から 配分された 基本料金の総額	1件当り 基本料金 (調整前)	現行料金を 考慮した調整率	1件当たり 基本料金
13mm	1,200,061件	1.00	1,200,061件	36.97%	390,630千円	326	1.000	326
20mm	533,133件	3.10	1,652,712件	50.92%	538,028千円	1,009	1.000	1,009
25mm	18,720件	5.58	104,458件	3.22%	34,023千円	1,817	1.174	2,133
40mm	6,563件	19.22	126,141件	3.89%	41,102千円	6,263	1.207	7,559
50mm	1,520件	34.56	52,531件	1.62%	17,117千円	11,261	1.156	13,018
75mm	480件	100.40	48,192件	1.48%	15,638千円	32,579	1.216	39,616
100mm	288件	213.96	61,620件	1.90%	20,076千円	69,708	1.232	85,880
合 計	1,760,765件		3,245,715件	100.00%	1,056,614千円			

※理論流量比はウィリアム・ヘーゼンの公式に基づく流量比
※現行の料金からマイナスになる区分が出ないように調整を行った。

(5) 個別原価の算定



口径別基本料金の算定（ア～ウの合計）

検針集金関係費、量水器関係費、固定費から配分された基本料金を合計した結果、次のとおりとなりました。

口 径	1 件当り基本料金					現行料金との差額	料金算定期間の徴収件数の合計	基本料金の総額(千円)
	検針集金関係費から配分された基本料金	量水器関係費から配分された基本料金	固定費から配分された基本料金	合計	左記の補正額			
13mm	189円	48円	326円	563円	600円	100円	1,200,061件	720,037千円
20mm	189円	60円	1,009円	1,258円	1,250円	150円	533,133件	666,416千円
25mm	189円	79円	2,133円	2,401円	2,400円	0円	18,720件	44,928千円
40mm	189円	248円	7,559円	7,996円	8,000円	0円	6,563件	52,504千円
50mm	189円	1,397円	13,018円	14,604円	14,600円	0円	1,520件	22,192千円
75mm	189円	1,598円	39,616円	41,403円	41,400円	0円	480件	19,872千円
100mm	189円	2,170円	85,880円	88,239円	88,200円	0円	288件	25,402千円
合 計							1,760,765件	1,551,351千円

⇒25mm以上の口径は現行料金との差額が0となった。

⇒20mm以下の口径の利用者は一般家庭が多くを占めている。

(5) 個別原価の算定



基本料金改定案（1ヶ月、税抜）

一般家庭への影響に考慮し、料金の増加分を使用者に公平に負担していただくため、口径25mm以上については、P12で算出した9.9%程度の改定率とします。

口径	現行料金	改定案	現行料金との差額	改定率	料金算定期間の徴収件数の合計	基本料金の総額(千円)
13mm	500円	600円	100円	20.0%	1,200,061件	720,037千円
20mm	1,100円	1,250円	150円	13.6%	533,133件	666,416千円
25mm	2,400円	2,650円	250円	10.4%	18,720件	49,608千円
40mm	8,000円	8,800円	800円	10.0%	6,563件	57,754千円
50mm	14,600円	16,050円	1,450円	9.9%	1,520件	24,396千円
75mm	41,400円	45,550円	4,150円	10.0%	480件	21,864千円
100mm	88,200円	97,050円	8,850円	10.0%	288件	27,950千円
合計					1,760,765件	1,568,025千円

Ⓐは総括原価（P12）5,449,060千円の 28.78% > 27.25 %（P20）

(5) 個別原価の算定



② 従量料金の算定

基本料金の算定結果を反映して固定費を配分すると総括原価の内訳は次のとおりとなりましたので、従量料金について配賦方法を決めていきます。

項 目			需要家費	固定費	変動費
原水浄水部門費				使用者への影響を考慮しつつ基本料金の割合を現状以上とする	全額、従量料金に配分
配給水部門費					
一般管理 部門費	需要家 部門費	検針集金	全額、基本料金に配分	基本料金（28.99%） 1,139,818千円 従量料金（71.01%） 2,792,501千円	従量料金 1,088,534千円
		関係費	基本料金 332,370千円		
		量水器	全額、基本料金に配分		
	関係費	基本料金 95,837千円			
	その他管理業務費				

(5) 個別原価の算定



水道料金算定要領どおりに配賦する案（税抜）

従量料金は「**均一料金制が原則**」ですが、現状の料金体系は、使用水量が多くなるほど単価が高くなる「**逦増料金制**」となっています。

従量料金は、実使用料に単位水量当たりの価格を乗じて算定し徴収される料金であり、使用者群の差異にかかわらず均一料金制とする。



（水道料金算定要領）

算定要領に従って算出すると...

固定費から配分された従量料金	変動費から配分された従量料金	合計①	算定期間の有収水量②	1m ³ 当たり料金 (①/②)
2,792,501千円	1,088,534千円	3,881,035千円	31,628,898m ³	123円

現状の料金体系が逦増料金制であるため、均一料金制とすると、使用量が少ない一般家庭への影響が大きくなってしまう。

(5) 個別原価の算定



水量区分ごとの構成比により配賦する案（1ヶ月、税抜）

逓増区分別料金制を維持し、従量料金に配分された 3,881,035千円を算定期間における現行料金の構成比により従量料金の水量区分別に配賦すると次のとおりとなります。

水量区分		算定期間の料金の合計		③の 構成比 ④	総括原価から配分 された従量料金⑤ (3,881,035千円×④)	1 m ³ 当り 料金⑥ (⑤/②)	⑥の 補正額 ⑦	現行料金 との差額 ⑦－①	従量料金の総額 (②×⑦÷1,000)
区分 (m ³)	現行料金 ①	有収水量② (m ³)	金 額③ (①×②)						
1～ 10	70円	15,251,454	1,067,601,780円	29.59%	1,148,398千円	75円	75円	5円	1,143,859千円
11～ 20	125円	8,925,675	1,115,709,375円	30.93%	1,200,404千円	134円	135円	10円	1,204,966千円
21～ 30	150円	3,077,492	461,623,800円	12.80%	496,772千円	161円	160円	10円	492,399千円
31～ 50	180円	1,394,834	251,070,120円	6.96%	270,120千円	194円	195円	15円	271,993千円
51～100	220円	730,628	160,738,160円	4.45%	172,706千円	236円	235円	15円	171,698千円
101～	245円	2,248,815	550,959,675円	15.27%	592,634千円	264円	265円	20円	595,936千円
合 計		31,628,898	3,607,702,910円	100.00%	3,881,035千円				3,880,851千円

問題点

- ① 総額が総括原価よりも低くなってしまう。
⇒いずれかの区分で調整が必要
- ② 逓増度（最高単価÷最低単価）が3.53となり、現行料金の3.50より高くなってしまう。
⇒「均一料金制」が原則であることを考えると好ましくないため、検討の余地がある。

(5) 個別原価の算定



修正案（1ヶ月、税抜）

一般家庭への影響に配慮するため、逦増区分別料金制は維持しますが、逦増度が現行料金より高くないように区分別料金を設定します。（逦増度3.25）

水量区分 (m³)	現行料金	改定案	現行料金との 差額	改定率	料金算定期間の 有収水量の合計	従量料金の 総額(千円)
1～10	70円	80円	10円	14.3%	15,251,454m³	1,220,116千円
11～20	125円	135円	10円	8.0%	8,925,675m³	1,204,966千円
21～30	150円	160円	10円	6.7%	3,077,492m³	492,399千円
31～50	180円	190円	10円	5.6%	1,394,834m³	265,018千円
51～100	220円	235円	15円	6.8%	730,628m³	171,698千円
101～	245円	260円	15円	6.1%	2,248,815m³	584,692千円
合 計					31,628,898m³	Ⓑ 3,938,889千円

$$\begin{array}{lcl} \text{算定期間の給水収益 } \textcircled{\text{A}} + \textcircled{\text{B}} & > & \text{総括原価 (P12)} \\ 5,506,914\text{千円} & & 5,449,060\text{千円} \end{array}$$

(6) 料金改定案



改定料金（案）と現行料金比較表（1ヶ月）

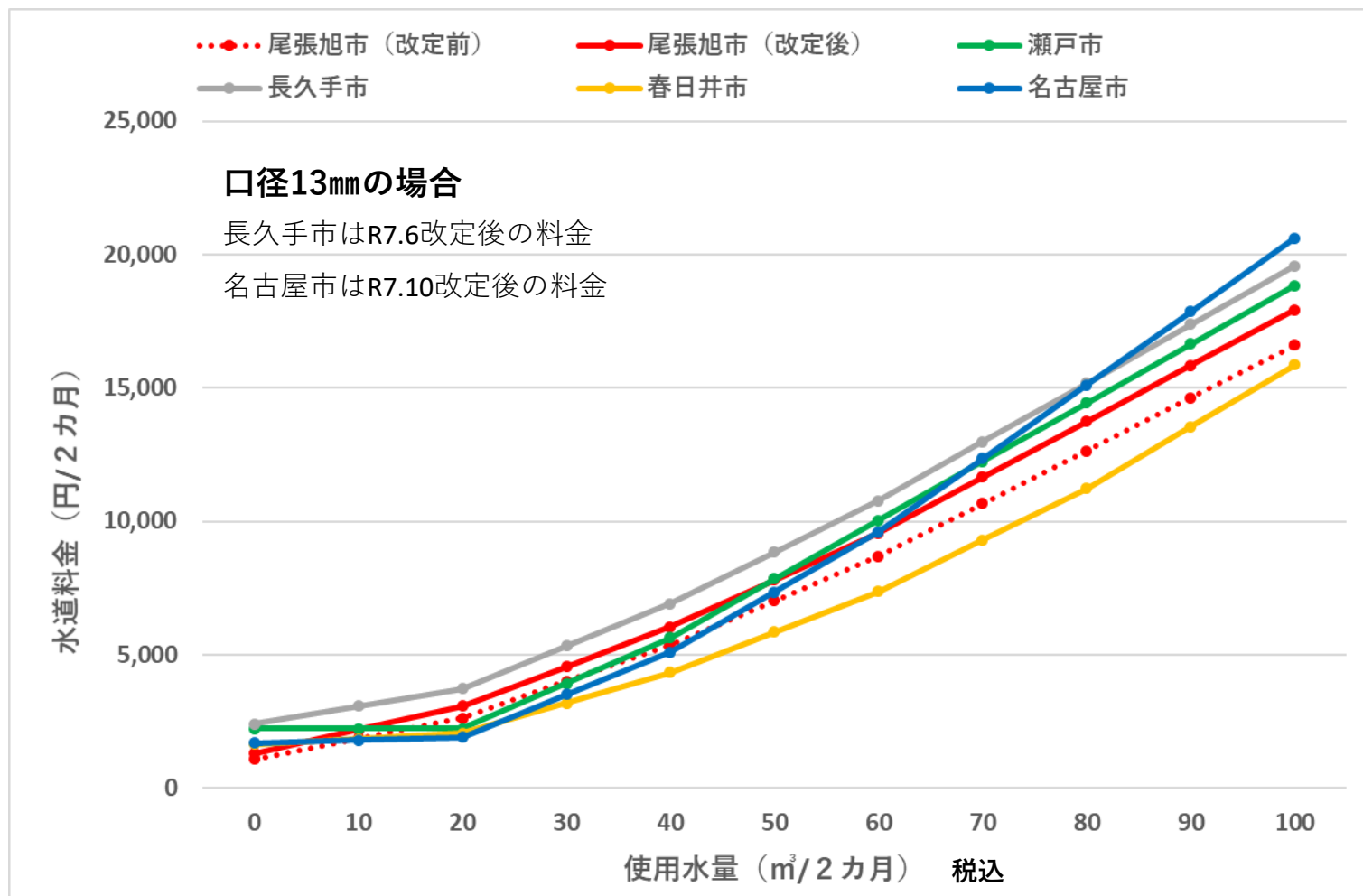
基本料金（消費税等抜き）					従量料金（消費税等抜き）				
口 径	改定料金(案) ①	現行料金 ②	差額 ① - ②	改定率 (① ÷ ②) - 1	水量区分 (m³)	1 m³につき			
						改定料金(案) ①	現行料金 ②	差額 ① - ②	改定率 (① ÷ ②) - 1
13mm	600円	500円	100円	20.0%					
20mm	1,250円	1,100円	150円	13.6%	1～10	80円	70円	10円	14.3%
25mm	2,650円	2,400円	250円	10.4%	11～20	135円	125円	10円	8.0%
40mm	8,800円	8,000円	800円	10.0%	21～30	160円	150円	10円	6.7%
50mm	16,050円	14,600円	1,450円	9.9%	31～50	190円	180円	10円	5.6%
75mm	45,550円	41,400円	4,150円	10.0%	51～100	235円	220円	15円	6.8%
100mm	97,050円	88,200円	8,850円	10.0%	101～	260円	245円	15円	6.1%
					臨時用	260円	245円	15円	6.1%

基本料金改定率 1 6 . 0 %
 従量料金改定率 9 . 2 %
 平均改定率 1 1 . 0 %

(7) 近隣自治体との比較



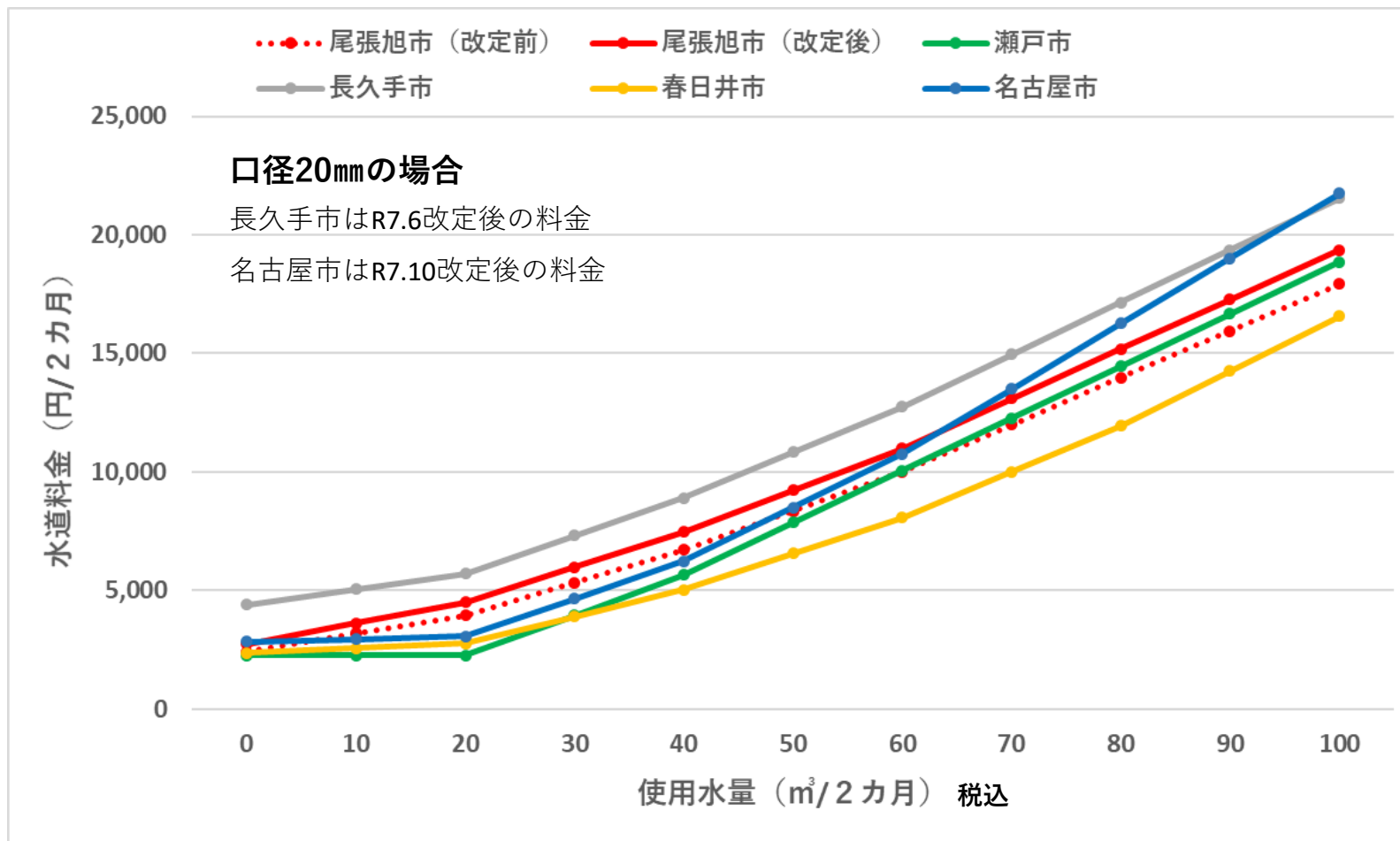
近隣自治体との比較（2ヶ月ごとの水道料金）



(7) 近隣自治体との比較



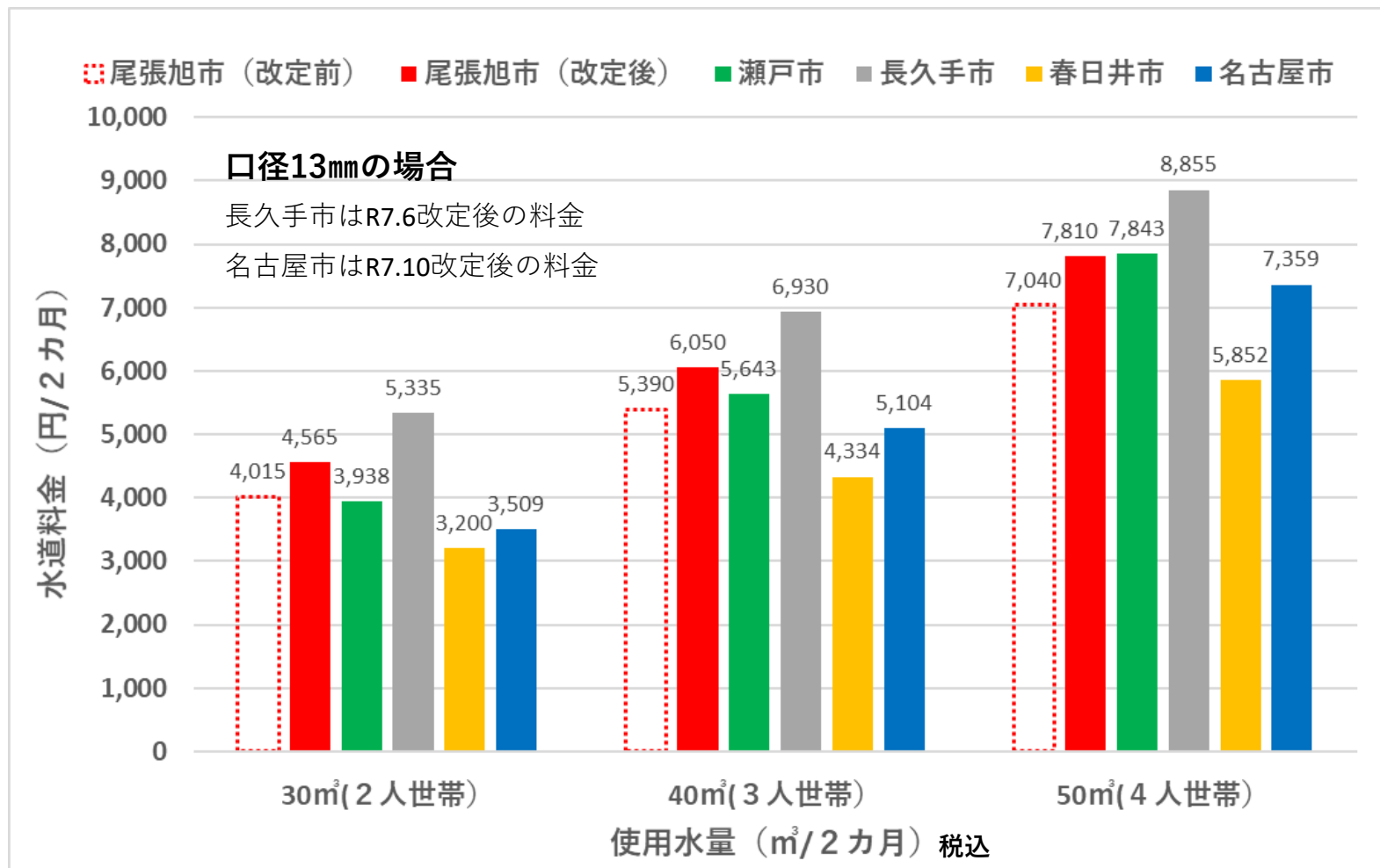
近隣自治体との比較（2ヶ月ごとの水道料金）



(7) 近隣自治体との比較



近隣自治体との比較（2ヶ月ごとの水道料金）



(7) 近隣自治体との比較



近隣自治体との比較（2ヶ月ごとの水道料金）

